

令和6年度 障害児相談支援 指摘事項一覧

1事業所中

番号	分類	指摘内容(文書指摘)	根拠法令	指摘 事業所数
1	内容及び手続の説明及び同意	運営規程の概要その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定計画相談支援等の提供の開始について当該利用申込者の同意を得ていることが確認できない事例がありました。 内容及び手続の説明及び同意を行ったことをわかるようにしてください。	厚労省令第29号第5条第1項、 障発0330第23号第二の2(1)	1
2	指定障害児相談支援の具体的取扱方針に関すること	指定障害児相談支援の具体的取扱方針に基づき相談支援専門員が行う業務のうち、以下の業務について、適切に行われていない事例がありました。 ・アセスメントに当たり、障害児の課題を客観的に抽出するための手法として合理的なものと認められる適切な方法を用い、障害児の居宅を訪問し障害児及びその家族に面接のうえ、適切に実施し、記録に残すこと。 ・障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族に面接のうえモニタリングを実施すること。 指定障害児相談支援の具体的取扱方針に基づき、相談支援専門員が適切にアセスメント及びモニタリングを実施し、記録に残してください。	厚労省令第29号第15条第2項第5号及び第3項第2号 障発0330第23号第二の2(11)⑧及び⑪	1
3	医療・保育・教育機関等連携加算	医療・保育・教育機関等連携加算の算定に当たり、相談支援専門員が加算の算定に係る業務を実施していることを確認できない事例がありました。 適切な算定となるよう、給付費の過誤調整を行ってください。	厚労告第126号別表8の注1、 障発0330第16号第四の10	1
4	集中支援加算	集中支援加算の算定に当たり、相談支援専門員が加算の算定に係る業務を実施していることを確認できない事例がありました。 適切な算定となるよう、給付費の過誤調整を行ってください。	厚労告第126号別表9注1、 障発0330第16号四の11	1
5	サービス提供時モニタリング加算	サービス提供時モニタリング加算の算定に当たり、相談支援専門員が加算の算定に係る業務を実施していることを確認できない事例がありました。 適切な算定となるよう、給付費の過誤調整を行ってください。	厚労告第126号別表11注、 障発0330第16号四の13	1
6	要医療児者支援体制加算Ⅱ	要医療児者支援体制加算Ⅱの算定に当たり、医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上は配置していることを確認できない事例がありました。 適切な算定となるよう、給付費の過誤調整を行ってください。	厚労告第126号別表13注、 障発0330第16号第四の15	1